

フランスの博物館と法制

福井 千衣

<目次>

I はじめに

II フランス博物館法の制定とその意義

III フランス博物館法の主な内容

IV フランス博物館法の現在

[資料1] フランス博物館法の文化遺産法典への編入
の概略(対照表)

I はじめに

2002年1月4日、「フランス博物館に関する^(注1)法律」(以下「フランス博物館法」という。)が制定された。フランス博物館法は、次の三点で画期的な意義を有する法律である。

- ① 現代的コンテクストにおいて博物館の定義を再検討し、コレクションの公益性を中心に据えた包括的な定義を行ったこと。
- ② 博物館の教育及び普及活動における自主性を尊重するために「フランス博物館」という新しい呼称制度を設置したこと。
- ③ フランス国内におけるコレクションの保存体制を強化するために、(i)コレクションの譲渡を監督する機関を設置し、(ii)企業メセナを奨励する税制を導入したこと。

このフランス博物館法は、制定から2年の後、2004年2月20日のオルドナンス^(注2)(委任立法)により、文化遺産法典の一部として再編されることになった。法典編纂の過程において、フランス博物館法の条文は様々な形態で分散されることになるが、フランスにおける包括的な博物館政策を規定した法律として、その意義は失われるものではない。

本稿では、フランス博物館法の制定の経緯及び内容、並びに文化遺産法典への再編の経緯を

紹介する。さらに、こうした一連の過程の理解に資するため、後掲のとおり、フランス博物館法を2002年の制定当時のまま、訳出して紹介する。なお、フランス博物館法と文化遺産法典の条項との対照表[資料1]を付したので、参照されたい。

II フランス博物館法の制定とその意義

1 制定までの経緯

フランスに存在する博物館(美術館を含む。)は、法制度上いくつものカテゴリーに分類されている。^(注3)例えば、ルーヴル美術館やヴェルサイユ博物館、オルセー美術館などの国立博物館が文化・コミュニケーション省のフランス博物館局(DMF)^(注4)の管轄下に置かれている一方で、1977年に開館したジョルジュ・ポンピドゥー国立芸術文化センターのように、いくつかの省庁の共同管轄下にある国立博物館も存在する。

長らく、フランスの博物館に関する法的枠組みについて規定するのは、「美術館の暫定的組織に関する1945年7月13日のオルドナンス第45-1546号」^(注5)(以下「1945年のオルドナンス」という。)だけであった。しかし、1980年代以降、フランスの博物館は急速に活動の幅を広げ、その結果、博物館のコレクションの主題も多岐にわたるようになっていた。^(注6)このような状況において、上記1945年のオルドナンスが博物館の行動を制約し、かつ学芸以外の分野と比べて地方分権化の進展に後れをとる一因となっていたとの批判があった。1993年及び1997年の2回にわたり、博物館及びそのコレクションを律する法案が提出されたものの、いずれも審議に至らず

に終わっている。

今回の立法化の動きは、1998年にさかのぼる。同年12月、下院の文化・家族・社会問題委員会において下院議員10名から成る博物館に関する調査団が結成され、1年半にわたり、フランス及びヨーロッパ各国の博物館政策の調査を行った。調査の目的は、それ以前にフランス博物館局(DMF)が起草していた法案とは異なる観点から、博物館をめぐる諸問題、とりわけ、①文化の民主化(大衆化)における博物館の役割、②文化の全国的普及における博物館の役割、③国立博物館の組織の近代化について、検討することにあった。

2001年3月、カトリーヌ・タスカ文化・コミュニケーション相(当時)により、今回あらためて下院に提出されたフランス博物館法案は、上記調査団がまとめた報告書の成果を受けたものである。この法案は、下院及び上院における審議で多数の修正を受けた後、両院合同同数委員会(CMP)の審議に付され、再度上下両院での可決を経て、2001年12月20日、最終的に成立した。

2 フランス博物館法の意義

(1) 博物館の現代的再定義

フランス博物館法において、博物館とは、「複数の物品から構成され、その保存及び展示が公益性を帯びる恒久的なコレクションであって、公衆の知識、教育及び娯楽を目的に組織化されたものをいう^(注7)」と定義された(第1条第2項)。

このように、公衆の利益に対する奉仕が博物館の使命の中心に位置づけられた背景には、博物館は、コレクションの保存及び収集に携わるだけでなく、コレクションの公衆への公開を真の使命とするべきであるとの認識がある^(注8)。とくに、コレクションの公開及び研究並びに知識の普及が、博物館の重要な使命であるとされた。

また、芸術品のみならず、技術的、学術的、民族学的物品及び自然史の標本もすべて、博物

館のコレクションに含まれることになった。

(2) 博物館間のネットワーク形成の奨励

フランス博物館法は、「フランス博物館」という呼称制度を新設した。この呼称制度は、法制上、カテゴリーの異なる博物館に対し、一定の要件を満たしさえすれば、法的に統一的な地位を与えることを目的としている。その結果、フランス博物館は、その所有者が公法人であれ私法人であれ、それぞれの特性を保持したままで、他のフランス博物館との連携を構築することが可能になる。とくに、コレクションの譲渡を可能にすることにより、フランス博物館が有機的に結合することを目指している。

この施策により、国立博物館は、行政上所管の異なる他の博物館とネットワークを形成するなど、自主的な活動が可能になった。これらの博物館は、それぞれが保有するコレクションの豊富さによって国内外に影響力を行使し、同じ分野又は同時代のコレクションをもつ小規模の国立博物館を指導し、ともに発展していく方向性が与えられた。従来は、DMF傘下の国立博物館連合(RMN)^(注9)が、国家のコレクションとなる物品の購入などの経営面を担ってきたが、今後は、ルーヴル美術館などの大きな国立博物館がネットワークの中心となることにより、RMNが担ってきた使命と活動とを継承することになる。

(3) コレクション保存体制の強化

国又は地方公共団体のフランス博物館のコレクションは、行政財産(domaine public)であるため、譲渡することができない(inaliénabilité)。その一方で、公法人のフランス博物館間のコレクションが公用廃止の決定を受けることができるようになった。ただし、寄贈、遺贈及び国の援助を得て取得された物品は、その適用外とされる。

私法人のフランス博物館のコレクションについては、差押不可能性(insaisissabilité)及び時効非適用性(imprescriptibilité)の原理を提示した。すなわち、私法人のフランス博物館のコレクションは、物的担保の対象となっていないことの保証がなければならない。また、このコレクションは、いったんフランス博物館のコレクションとして登録された場合は、取得時効の対象とはならない。^(注10)

(4) 地方分権化と博物館行政

フランス博物館法は、初めて国と地方公共団体との関係に適用される規則を定めた。^(注11) 国立博物館は、フランス博物館の呼称を獲得することにより、これまでに比べ、国から受ける管理監督が抑制される。その他、コレクションの管理を簡素化するため、地方公共団体に寄託され、事実上その地方公共団体のコレクションとなっている物品は、物品を管理している地方公共団体に所有権が委譲される。^(注12)

(5) メセナ奨励と減税措置

新法は、企業のメセナ活動を奨励するために、税制面での優遇措置を設けた。例えば、法人税を課税される企業がフランス博物館のために国宝級の美術品を購入した場合、その購入額の90%に等しい額の税控除を受けることができる。この措置は、当該企業の法人税の50%まで適用される。

3 新たな展開と残された課題

2003年12月30日、4つのデクレが公布され、^(注13) ルーヴル美術館、ヴェルサイユ博物館に続き、オルセー美術館とギメ美術館も公施設法人となった。これら4つの国立博物館は、2004年1月1日をもってフランス博物館局(DMF)の直接の管轄を離れ、予算、職員及びコレクションの管理をそれぞれの権限で行うことができるよ

うになった。各公施設法人には収集委員会が設置され、例えばルーヴル美術館は、収入の20%をコレクション充実のための費用として使うことができるようになった。また、博物館は、国立博物館連合(RMN)の承認なしに、独自に展覧会を企画することができるようになった。^(注14) こうした博物館法制の下で、博物館の自立への動きは確実に現れてきている。

しかしながら、その一方で、芸術界の専門家や学芸員からは失望の声が挙がったとの指摘もなされている。^(注15) たしかに、国立博物館は、フランス博物館として、地方公共団体や私法人の財団の博物館との協力が可能になったものの、高額美術品の購入は依然としてRMNの管轄の下に置かれるなど、従来からの法規制にしばられ、今日的ニーズに対応するには不十分である。

こうした現行の博物館法制に内在する制度的限界・制約は、フランスにおける博物館改革の着実な展開を阻むものである。博物館の自立への動きを拡大させ、改革の究極の目的を達成するためには、今後とも、博物館の自由な活動を妨げるこれらの制約を除去し、又は克服するための模索が続けられなければならないであろう。^(注16)

III フランス博物館法の内容

この節では、「フランス博物館法」について、論点ごとに紹介する(主として関連法規の技術的整理について規定する第27条から第29条については、割愛した)。

1 呼称制度としての「フランス博物館」

(第1条-第5条、第17条-第18条)

この法律の第一の主眼は、「フランス博物館」(musée de France)という呼称(appellation)を新設したことにある。「フランス博物館」という呼称制度は、公益性を有する学術的及び文化的

活動を行う博物館が連携するための装置として機能することを目的に導入され、具体的には、国、地方公共団体、非営利の私法人等^(注17)に属する博物館が呼称の付与の対象とされる(第1条)。

「フランス博物館」の呼称は、これらの博物館が、公衆の利益を考慮して、コレクションの保存及び展示、並びにコレクションの研究及び普及活動を行う場合に付与される。この結果、非営利の財団の博物館も、ルーヴル美術館のような国立博物館と同様に、「フランス博物館」と称することが可能になった。

フランス博物館は、文化の発展と民主化の担い手となることを恒久的使命とし、公共サービスとして、公的な価値のあるコレクションの保存に当たる(第2条)。民主化とは、可能な限り幅広い公衆にコレクションを公開することを意味し(第7条第1項)、国家の文化政策の担い手として、文化教育などの普及活動を行う。後述(4)のとおり、この法律において、企業のメセナ活動を奨励するための税制措置が定められたことも、民主化という概念に含まれる。以上のことをとおして、フランス博物館は、多様化と専門化の方向を目指すことが法的に認められ、フランスにおける文化的発展に積極的に貢献する仕組みとなった。

フランス博物館高等評議会(Haut Conseil des musées de France)は、「フランス博物館」という呼称のもとに統合される、国、地方、民間等の博物館間の不均等を調整し、それらの連合の要となることを使命とする機関である。(第3条)。フランス博物館高等評議会は、「フランス博物館」の呼称の付与及び取消、コレクションの所有権の移転、コレクションの危機への対応に関して、意見を述べる。この規定に基づく^(注18)デクレが公布され、これにより、構成、任命及び運営の方法などが定められた。^(注19)

同評議会のメンバーには、上下両院議員、国及び地方公共団体の代表者と美術品鑑定専門

家に加え、フランス博物館の所有者である私法上の法人の代表と利用者団体の代表も含まれている。これは、国や地方公共団体、私法人といった所有者の異なる博物館が、法規上の所管を超えて、同じテーマの展覧会などの企画を行うことが期待されているためである。

「フランス博物館」の呼称の付与は、まずコレクションの所有者が請求し、請求を受理した所管大臣がフランス博物館高等評議会に諮問した後に決定するという段階的手続を経る(第4条)。呼称の付与の態様は、フランス博物館法定以前の分類に従い、①国立博物館、②指定博物館、③監督博物館というカテゴリー^(注20)ごとに、それぞれ異なる(第18条)。

国立博物館と指定博物館については、この法律の公布の日から呼称が付与される(第18条I)。監督博物館は、2003年2月1日(法律の公布の一年後)から「フランス博物館」の呼称を受けが、当該期間内であれば呼称の付与に異議を申し立てることもできる(第18条II)。また、非営利の私法人の博物館に呼称を付与する際には、寄贈・遺贈により収集した物品について、贈り主の意思を尊重し、公開コレクションへの帰属を変更しない旨の留保が付される(第4条第2項)。

国は、フランス博物館が使命を果たすための条件を確認するために、監督及び調査を行う(第5条)。非営利の私法人に属する博物館は、国と協定を締結することができる。協定の締結が可能な期間は、呼称の付与の後4年間である。

「フランス博物館」の呼称を詐称した場合、15,000ユーロ(約198万円)の罰金刑が科される(第17条)。

2 フランス博物館の活動内容

(第6条-第9条、第19条、第30条)

第6条は、当初、フランス博物館の「学術的及び文化的活動」全般が、専門家の監督下にお

いてなされるべきであると規定するはずであった。しかし、それでは、たとえば地方の小規模の博物館が文化的諸活動を担当する資格を有する専門家を雇用できない場合、条文上の要件を欠くことになり、不都合が生じる。そこで、専門家の監督下で行われるべきフランス博物館の活動は、「学術的」なものに限ることとし、博物館の文化的活動については第2条b)～d)に、文化的活動を担当する専門家については第7条に、別に規定を置いた。

文化の普及を促進するために、ふさわしい入場料設定の基準が示され、18歳未満の未成年者の常設展への入場を無料とするほか、各博物館に文化的活動を担当する部局を新設することを規定する(第7条)。

フランス博物館が単独で同部局を設置できない場合には、ネットワークを形成した複数の博物館と共同設置することが認められる。また、フランス博物館は、非営利の私法人と協力することもできる(第8条)。なお、下院での修正により、国は、複数のフランス博物館間に地理的、学術的及び文化的ネットワークが構築されるよう、奨励及び促進を行う旨の規定が追加された(第9条)。

指定博物館に属する地方公共団体の博物館に配属されている国の学術専門員については、当該地方公共団体への配属の期間を最長3年間、継続するものとした(第19条)。これは、国と地方の間での人材の流動性を高めるための措置である。

両院合同同数委員会の審議において新たに追加された最終条(第30条)が、国立歌謡・演芸・ジャズセンター^(注21)の設置を定めている点も興味深い。歌謡、演芸、ジャズなどのバラエティー・ショー(spectacles de variétés)が保存すべき文化遺産として捉えられているため、同センターも広義の博物館とみなされているのである。

3 コレクション

(第10条-第16条、第20条、第26条)

(1) 収集・修復・公用廃止に関する諮問機関

フランス博物館は、コレクションを収集(第10条)又は修復(第15条)する際には学術審議機関(instance scientifique)の、公用廃止(第11条)の際には学術委員会(commission scientifique)の意見に従うことが定められており、別途デクレが制定されることになっている。

これを受けて、前述のデクレにより、新たに、国のフランス博物館コレクション学術委員会(Commission scientifique nationale des collections des musées de France)が設置された。同学術委員会は、国及び公施設法人のフランス博物館のコレクションの収集及び修復並びに公用廃止について、意見を求められる^(注22)。

フランス博物館が物品を収集する際には、地方の小規模の博物館のみならず、国に属する博物館であっても、学術審議機関の意見に従う(第10条)。

物品を修復する場合には、私法上の法人の博物館のみならず、すべてのフランス博物館が学術審議機関の意見に従う(第15条)。修復は、資格又は職業的経験のある技術者によって行われる。

博物館の所有者が公法人であれ、私法人であれ、フランス博物館となった博物館のコレクションは、時効取得の対象とならない。所有者が公法人であるフランス博物館のコレクションは、そもそも行政財産に属し、譲渡することができない。しかし、専門家から構成される学術委員会^(注24)の同意を得て公用廃止(déclassement)の手続が行われた場合には、譲渡・売却が可能となる。ただし、この場合でも、寄贈・遺贈により行政財産となった物品は、公用廃止の対象とならない(第11条)。

(2) 譲渡

公法人間の譲渡については、譲渡先の公法人がフランス博物館のコレクションとして維持する場合には、コレクションの一部又は全部を譲渡することが可能とされるとの条件が定められた(第11条II第9項)。第3条において、フランス博物館高等評議会に、国の代表と同数のメンバーが地方公共団体から選出されるように定められているのは、上記のような国と地方公共団体の対等な関係を保障するためである。

また、私法人が所有する博物館が、公法人の援助を受けて収集した物品を譲渡する場合には、当該物品をフランス博物館のコレクションとして維持することを約束した博物館に対してのみ譲渡できる。なお、私法上の法人に属する博物館の物品が公用廃止の決定を受けたときには、その物品は国の先買権(droit de préemption)^(注25)の対象とされ(第4条第4項)、いずれかのフランス博物館に属することになる。

国は、1910年以前に地方公共団体に寄託した数千万点に及ぶ物品について、目録との照合の後に、その所有権を地方公共団体に移転する(第13条第1項)。この結果、地方公共団体の博物館は、「フランス博物館」の呼称を得たものを除き、国の直接の監督から離れることになった。

国又は国の公施設法人が所有する物品については、デクレにより、貸借及び寄託の条件が定められ(第14条)、すべてのフランス博物館がその貸借及び寄託先として認められる。

(3) その他

フランス博物館のコレクションは目録への登録を義務づけられ、徹底した管理のもとに置かれる(第12条)。登録された物品は、10年ごとに目録との照合が行われる。

フランス博物館のコレクションの保存又は安全が危機に瀕した場合には、当該物品を暫定的に移動させることができる(第16条第1項)。

また、フランス博物館のすべての芸術作品は、しばしばコレクションの所有者の許可を得ずに行われる複製から保護されなければならない。この目的のために、政府は、フランス博物館のうち、試行的に、地方公共団体が直接所有するか又はその所有する博物館をとおして管理する芸術作品について、地方公共団体が画像権(droit à l'image)を行使する方法に関する報告書をまとめ、国会に提出する義務を負う(第20条)。

フランス博物館に対して芸術作品が売却された場合には、売却した者は免税措置の対象となる。この措置は、従来、国の博物館、指定博物館及び監督博物館に対して行われた売却に適用されてきたが、売却の対象が私法人のフランス博物館にまで拡大された。この措置は、類似の施設と考えられている図書館にも適用される(第26条)。

4 企業メセナの奨励

(第21条-第25条)

コレクションの国外流出を防ぐためにこの法律で採用された減税措置は、会計検査院の報告書に着想を得ている。^(注26)これらの措置は、代物弁済(dation)^(注27)の制度にならったもので、国家遺産の保存及び公的コレクションの充実に大いに貢献することが期待されている。その主旨は、①公的博物館のコレクションの充実、②個人がコレクションをフランス国内で収集し、かつ、保存するための制度の構築、③企業財団を増やす条件の整備、という3点にまとめられる。^(注28)

国に対して芸術作品の寄贈及び寄附を行った個人及び企業は、税控除を受けることができる。新法が改正した租税一般法典の条文(第200条1b及び第238条の2)は、公益団体への寄贈及び寄附に関する税控除を規定したものであるが、公衆に芸術作品を公開するという点で、企業財団などの私法人を含むフランス博物館も寄附の

対象とされた(第21条、第24条)。なお、寄贈品の価額の評価は、代物弁済委員会(commission des dations)が行う。

企業が現存する芸術家のオリジナル作品を購入した場合には、購入価格と同一金額の所得の控除を認めた(第22条)。この減税措置による歳入の損失は、シガレット、シガー、タバコに対する課税額を引き上げることにより補填されるため、国家収入にとって重大な欠損は生じないとされる。

国宝級の物品については、購入した企業を対象として、新しい税控除のメカニズムが定められ、購入額の90%が法人税から差し引かれる(第23条^(注29))。ただし、税控除の対象となるのは、当該企業が支払うべき租税総額の50%までとされる^(注30)。

さらに、第23条を補完する措置として、国家が国外流出の危機にある作品を購入することができない場合に限り、その作品を企業が購入したときは、購入額の40%に等しい金額の税控除を認められる(第25条)。ただし、購入した物品は歴史的記念物としての指定を義務づけられ、結果的に、企業は当該物品の市場価格の下落を甘受しなければならない。また、購入後10年間、フランス博物館に寄託しなければならず、この間、所有者は当該物品を売買することができない。これは、制度の濫用を防ぐための措置である。また、税控除は、経済財政大臣の認可のちに適用される。

IV フランス博物館法の現在

1 文化遺産法典への編入

冒頭(I)で述べたとおり、フランス博物館法は、2002年の制定当時、まとまった内容をもつ全30か条の法律であったが、制定後約2年を経て、半数の15か条は実質的な内容を保持したまま文化遺産法典に編入された。

フランス博物館法と文化遺産法典との対照関係は、後掲[資料1]のとおりである。第1条は、第1項と第2項が別の条に、第7条第2項に至っては、文章単位で別の条に、それぞれ編入されている。法典化に際して施された文言の修正の例としては、「文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣」が「行政庁」に(第4条と第11条)、「国」が「行政庁」に(第16条)、それぞれ置き換えられたことが挙げられる。また、顕著な内容的修正が施された例としては、フランス博物館高等評議会を構成する国の代表以下の人数が、5名から2名に削減されたことが挙げられる(第3条)。

2 法典化の原則

法典の編纂に際して既存の法文に修正が施されることは、これまでもあり、1989年以降は、法典編纂高等委員会が採用している「現行法との一致」(à droit constant)^(注31)原則が適用されてきた。法令の簡素化は、ジュペ内閣でも国家改革の一環として引き継がれ、「法律及び命令の法典化に関する1996年5月30日の通達」^(注32)において、「現行法との一致」原則が、次のように定義された。

- (1) 法文の文言、表現及び概念は、最新の法律及び今日的状況に適合した形態に置き換えられる。
- (2) 規範の階層性との一致を目的として、次の事柄を行う。
 - ① 条文の削除又は廃止
 - ② 憲法及び欧州連合の法律等に基づく国際的義務と一致させる必要上、これらの上位規範との整合性を保持するために必要な修正
- (3) 法典編纂の所管官庁及び法典編纂高等委員会は、「現行法との一致」原則を超える簡略化、修正、調和の提案を行う特権を有する。修正は、通常は、この通達に定めた「形式と内容

の遵守」の範囲内で行われ、法典編纂高等委員会での採択の後、首相に通知される。^(注33)

- (4) 第四に、「現行法との一致」原則は、海外領土及びマイヨット^(注34)に関しては、国家権力に関する法典の編纂の場合、及び、単に法律の空白を埋めるために法文を拡張する場合には、変則的に適用される。

3 法典化に至る経緯

文化遺産法典をオルドナンスによって新規に編纂することは、前年の「政府に法の簡素化を授権する2003年7月2日の法律第2003-591号」^(注35)（以下「簡素化法」という。）第33条に定められている。また、同法第35条には、オルドナンスの公布は同法の公布の1年以内になされなければならないこと、さらに、オルドナンスを追認するための法律案が、オルドナンスの公布の3か月以内に国会に提出されなければならないことが定められている。

これらの規定に基づき、「文化遺産法典法律の部^(注36) (partie législative) に関する2004年2月20日のオルドナンス第2004-178号」^(注37)（以下「文化遺産法典に関するオルドナンス」という。）が公布され、続いて翌2004年5月12日、「文化遺産法典法律の部に関する2004年2月20日のオルドナンス第2004-178号の追認に関する法律案」^(注38)が上院に提出された。

この文化遺産法典に関するオルドナンスには、次の条文が定められている。

- ・このオルドナンスの公布の後に文化遺産法典に引用された他の法典の条項が改正される場合には、当然に規範となる法典の規定に従う（第2条）。
- ・文化遺産法典として編纂される諸法令の規定は、このオルドナンスにより削除され、当該規定に言及される場合には、文化遺産法典の規定に置き換えられる（第3条）。

この第3条の規定を受け、文化遺産法典法律

の部に編纂された法令の旧法文は、廃止される。フランス博物館法の条文は、オルドナンス第7条により、第19条と第30条を除いて削除されることになった。

注(法令はすべてフランス政府法令サイト<<http://www.legifrance.gouv.fr>>により検索した。)

- (1) LOI n° 2002-5 du 4 janvier 2002 relative aux musées de France.

- (2) オルドナンスとは、第5共和国憲法第38条に定められ、政府の委任立法権限に基づき、授權期間を定めて制定される法規である。オルドナンスは公布の日から発効するが、授權期間が満了する前に、政府は追認の法律案(projet de loi de ratification)を議会に提出しなければならない。追認の法律案が国会で可決されれば、このオルドナンスは法律の効力を有するに至る。可決も否決もされなければ、法律としての効力は有しないが、行政立法としては存続する。オルドナンスの改廃は、法律によってのみなされる(滝沢正『フランス法第3版』三省堂、2002、p.136)。

- (3) フランス博物館法の制定以前における、フランスの博物館の分類は、次のとおりである(西野嘉章『博物館学—フランスの文化と戦略』東京大学出版会、1995、pp.8-12)。

① 文化・コミュニケーション省フランス博物館局(DMF)の管轄下にある博物館。該当する約900の博物館は、さらに次のように分類される。

- (i) 国立博物館(Musée national)：コレクションが国有財産であり、職員も国家公務員である。
- (ii) 指定博物館(Musée classée)：国から学術上の職員が派遣され、コレクションのうちに国が寄託した作品を含む。施設とコレクションは地方公共団体に属し、運営と管理は当該地方公共団体の職員が行う。
- (iii) 監督博物館(Musée contrôlé)：コレクションの重要性に鑑み、国の監督を受ける。約800館が該当し、施設とコレクションは地方公共団体又は私法人に属する。

- ② DMF の管轄下でない博物館。文化・コミュニケーション省文化財局に属するいくつかの博物館、パリ市立の博物館群、フランス学士院博物館などのほか、私法人の博物館であって監督博物館(上記iii)に該当しないものがある。
- (4) 現在、フランス博物館局(DMF)の管轄下にある国立博物館は33館である。なお、1992年にルーヴル美術館公施設法人が、1995年にヴェルサイユ博物館公施設法人が、それぞれ創設された。これは、博物館自体を国立博物館としたままで、その運営のいっさいを公施設法人が行うという形態を可能にするための措置であったが、コレクションの購入及び図録類の出版は、依然としてDMFの管轄とされた。DMF サイト：<http://www.culture.gouv.fr/culture/min/index-dmf.htm> (last access 2004.9.6)。
- (5) Ordonnance n° 45-1546 du 13 juillet 1945 portant organisation provisoire des musées des beaux-arts.
- (6) フランスには、公的に認められた博物館が1,078館存在する。その内訳は、考古学博物館が116館、民族学、学術及び技術博物館が243館、歴史博物館が71館、現代美術館が33館、美術館が72館、総合博物館が543館となっている。下院文化家族社会問題委員会報告書(Rapport n° 3036 [2000-2001])。下院サイト：<http://www.assemblee-nat.fr/rapports/r3036.asp> (last access 2004.7.1)。
- (7) «Est considérée comme musée, au sens de la présente loi, toute collection permanente composée de biens dont la conservation et la présentation revêtent un intérêt public et organisée en vue de la connaissance, de l'éducation et du plaisir du public» .
- (8) 1945年のオルドナンスは、そもそも、第二次世界大戦直後の混乱期にあって、美術品の国外流出を防ぐ目的で、美術館(musées des beaux-arts)の組織を暫定的に定めたものであり、そこでの博物館(musée)の定義は、「恒久的でありかつ公衆に公開され、芸術的、歴史的又は考古学的重要性を有する作品のコレ

クションをいう」とされているにすぎない。

一方、翌1946年、ユネスコ関連のNGOである国際博物館会議(ICOM)が行った定義には、博物館が研究、教育及び娯楽という3つの使命をもつことが明記された。ICOMは1974年に再定義を行い、博物館のコレクション及び学術研究は、公衆の教育と娯楽に奉仕するものでなければならないことを明記した。ここに至り、公衆の利益が、博物館の優先事項となり、かつ、存在理由そのものになった。フランス博物館法における博物館の再定義の背景には、このような国際的認識の変遷がある(注(6)に同じ)。

- (9) 国立博物館連合(Réunion des musées nationaux)は、商工業的公施設法人である。国立博物館の入場料から得た収入をもとに、各博物館のコレクションの充実、コレクションに関する出版、展覧会の企画、付属施設の管理運営などを行うこと使命とし、商業的活動によって収益を上げることにより、この使命を遂行する(RMN サイト：<http://www.rmn.fr/>) (last access 2004.9.9)。

なお、「商工業的公施設法人」(Établissement public industriel et commercial)とは、法人格を有する公法上の存在である「公施設法人」(établissement public)のうち、商工業的性質の活動を、私企業に匹敵する条件において管理するものをいう(中村紘一他監訳『フランス法律用語辞典第2版』三省堂、2002)。

- (10) フランス博物館のコレクションが盗難に遭い、その後、仮に第三者に譲渡されていたことが判明したとしても、時効の適用外とされる措置を、時効非適用性(imprescriptibilité)という。第三者は、その物品に対する所有権を主張することができず、盗難品は元の博物館がその占有権を回復する。
- (11) 1945年のオルドナンス及び「市町村、県、州及び国の権限配分に関する1983年1月7日の法律第83-8号を補完する1983年7月22日の法律第83-663号」には、国と地方公共団体の権限の範囲が明記されていない(注(6)に同じ)。
- (12) 国から重要な物品を寄託されているゆえに、国が

- ら指定を受けていた指定博物館(注(3)のii)というカテゴリーは、論理必然的に消滅する(注(6)に同じ)。
- (13) 4つのデクレは次のとおりであり、いずれも2004年1月1日に施行されている。
- ・「ルーヴル美術館公施設法人の創設に関する1992年12月22日のデクレ第92-1338号及びフランス博物館局による雇用に適用される規定を定める1986年12月30日のデクレ第86-1370号を改正する2003年12月26日のデクレ第2003-1298号」
 - ・「ヴェルサイユ博物館公施設法人の創設に関する1995年4月27日のデクレ第95-463号を改正する2003年12月26日のデクレ第2003-1299号」
 - ・「オルセー美術館公施設法人の創設に関する2003年12月26日のデクレ第2003-1300号」
 - ・「ギメ美術館公施設法人の創設に関する2003年12月26日のデクレ第2003-1301号」
- (14) “Les musées gagnent en indépendance”, *Libération*, Janvier 1, 2004, p.27.
- (15) Guillaume Cerutti, “France: Les occasions manquées de la loi sur les musées” *Le Monde*, Janvier 3, 2002, p.11. 著者のギヨーム・セルッティ氏は、ジャン＝ジャック・アヤゴン前文化・コミュニケーション相の官房長(directeur de cabinet)をつとめ、他にも、会計検査官及びジョルジュ・ポンピドゥー国立芸術文化センター副所長(1996-2001)を歴任した。
- (16) 全欧31か国の博物館1,900館が参加した2004年の第6回「博物館の春」キャンペーンに際し、フランスでは、文化・コミュニケーション省が、関係各省庁との協力を得て、全国6,500万人の小学生のうち40万人を国内の博物館に無料で招待した。フランス博物館を含む全国約1,200の博物館のうち500館が、5月中、開放された(“Le sixième Printemps des musées veut accrocher le jeune public”, *Le Monde*, Mai 3, 2004, p.26)。
- (17) フランス博物館は、物質的利益の実現を目指すものではないため、商業的資格をもつ法人(私企業及び商工業的公施設法人)又は自然人は、フランス博物館の所有者となることはできない。しかし、国立博物館

- については、従来どおり、商業的活動(売店、書店など)を商工業的公施設法人である国立博物館連盟(RMN)の管轄に委ねる。このため、フランス博物館の管理のすべて又は一部は、営利目的の法人に委ねられることになる(注(6)に同じ)。
- (18) Décret n° 2002-628 du 25 avril 2002 pris pour l'application de la loi n° 2002-5 du 4 janvier 2002 relative aux musées de France.
- (19) 構成員の具体的な任命は、2003年4月9日のアレテによる。上下両院の議員、文化・コミュニケーション省、国民教育・高等教育・研究省及び国防省の関係局長、フランス市町村長協会事務総長、イル・ド・フランス州議会議長、ルーヴル美術館長、フランス博物館研究修復センター(DMF/C2RMF)副所長、ガダージュ・ポンピドゥー国立芸術文化センター所長などが任命されている。DMFサイト(「フランス博物館法」の項目から入るページの下部にリンクがはられている): <<http://www.culture.gouv.fr/culture/min/index-dmf.htm>> (last access 2004.9.9)。
- (20) 注(3)を参照されたい。
- (21) 国立歌謡・演芸・ジャズセンターは、文化・コミュニケーション省が後見監督(tutelle)を行う商工業的公施設法人である。同センターサイト: <<http://www.cnv.fr/>>、文化・コミュニケーション省サイト「後見監督を行う公施設法人一覧」: <<http://www.culture.gouv.fr/culture/min/index-min.htm>> (last access 2004.9.9)。
- (22) 注(18)に同じ。
- (23) 国又は公施設法人に属しないフランス博物館のコレクションについての収集及び修復の場合には、同じデクレにより設置された、州のフランス博物館コレクション学術委員会が意見を求められる。また、DMFの管轄する国立博物館は、収集については国立博物館連合(RMN)に、修復についてはフランス博物館研究修復センター(DMF/C2RMF)に諮問する(公施設法人としての特別の規定を持つ場合は、このか

ぎりではない)。

なお、DMF/C2RMF は、1998年12月16日のアレテ(省令)により DMF 局長のもとに設立された。

- (24) 「公用廃止」とは、公共用物について、その物を一般公衆の利用に供することを止める旨を表示する公物管理者の意思的行為をいう。(佐藤幸治他編集『コンサイス法律学用語辞典』三省堂、2003、p.514、前掲『フランス法律用語辞典第2版』)。
- (25) 行政庁は、財産の有償譲渡に際し、他のすべての買主に優先してその所有権を取得することできる(前掲『フランス法律用語辞典第2版』)。
- (26) セルutti 前文化・コミュニケーション省官房長(当時は会計検査官)は、前掲2002年1月3日付の寄稿において、次のように指摘している。

近年、フランス国外の美術品市場で販売されるフランスの美術品の総額は、年平均で7.6億ユーロ(約1,006億円)にもものぼる。これに対し、フランスに輸入された美術品の年平均総額は、2.3億ユーロ(約302億円)である。フランスの国立博物館の美術品購入予算は、3,810万ユーロ(約50億円)前後であり、国のコレクションの流出を阻止するには不十分である。美術品市場における美術品の価格高騰と市場の国際化が進むなかで、国は、国益に関わる職務として、文化遺産の保護と充実を考慮する強力な措置を示すと同時に、個人及び企業も、実質的貢献を行うべきであると述べている(注(15)に同じ)。

- (27) 代物弁済とは、債務者が本来負担していた債務の代わりに他の物を給付することにより、債務を消滅させることである(前掲『コンサイス法律学用語辞典』)。なお、フランスでは、1986年12月31日の法律において、有名な画家やコレクターが亡くなったときにその遺産相続権者が相続税の納付を、残された美術品で代納することを認めている。この制度は、美術品の評価額を決定しなければならないという難点はあるものの、まとまった美術コレクションの散逸を最小限に食い止め、さらに国有財産に組み込むことができるという意義をもつ(注(3)西野『博物館学—フランスの文化と戦略』、pp.53-54.)。

- (28) フランスでは、文化活動の支援は、もっぱら、「社会的連帯」の名に基づく大手民間企業の支援に依存してきた。2003年4月現在で、フランスに存在する公益団体は486であり、約1,200の公益団体を擁するアメリカ、約3,000のチャリティー・トラストを擁するイギリスに比べると極端に少ない(*Le Figaro*, Avril 4, 2003, p.9)。

- (29) 租税一般法典の既存の規定(article 238 bis 0A)を援用したものである。国会審議において、政府は、現行制度で1.5～2億フラン(約30～40億円)という十分な予算が充てられていると強く反対したが、上院で新たに提案された企業メセナの奨励というアイデアが最終的に採用され、新法に税控除の規定が盛り込まれた(上院文化委員会報告書(Rapport n°5 [2001-2002])). 上院サイト:<<http://www.senat.fr/rap/101-005/101-005.html>> last access 2004.9.9)。

- (30) 第23条 I において、90%の税控除の対象とされる支出は、2006年12月31日までに限られているが、後に制定された「メセナ、公益団体及び財団に関する2003年8月1日の法律第2003-709号」(LOI n° 2003-709 du 1er août 2003 relative au mécénat, aux associations et aux fondations)第14条により、時限的文言が削除されている。

- (31) 法令簡素化政策は、ジョスパン前社会党政権にも踏襲され、同政権において成立した「行政機関との関係における市民の権利に関する2000年4月12日の法律第2000-321号」(LOI n° 2000-321 du 12 avril 2000 relative aux droits des citoyens dans leurs relations avec les administrations)の第3条で、法文として明記されるに至った(岡村美保子「フランスの行政改革—行政機関との関係における市民の権利に関する法律」『外国の立法』218号、pp.15-19)。

- (32) Circulaire du 30 mai 1996 relative à la codification des textes législatifs et réglementaires.

- (33) 政府の検討又は国会での審議の必要があるような法文の修正が提案された場合には、編纂作業の期間は延長される。議会の審議において、「現行法との一

致」の原則を超えて、法律そのものの改善を目的とした内容の修正が行われることもある。

- (34) アフリカ大陸の東側にあるインド洋の島。1975年、フランスの保護領であったコモロ共和国(当時)が独立する際、フランス領として残留することを希望した。マイヨットは、「マイヨットに関する2001年7月11日の法律第2001-616号」に基づき、現在、フランスの海外県となっている。海外省サイト：<http://www.outre-mer.gouv.fr/outremer/front?id=outremer/decouvrir_outre_mer/mayotte#ancre4> (last access 2004.8.30)。

- (35) LOI n° 2003-591 du 2 juillet 2003 habilitant le Gouvernement a simplifier le droit. 簡素化法が目的とする法令の簡素化は、ラファラン首相の掲げる国家改革のなかでも最優先事項であった。法令の過剰、行政手続の複雑化と長期化に終止符を打ち、分かりやすく効率的な行政を目指すこの法律により、市民及び公務員にとってのみならず、過剰な規制のために競争力を削がれてきたフランス経済にも益をもたらすことが期待されている(2003年3月19日の閣議後のコミニケ。下院サイト：<http://www.assemblee-nat.fr/12/documents/index-ordonnances_savoir_plus.asp#ministres210104> last access 2004.8.30)。

- (36) 法典は、法律の部(partie legislative)、政令の部(partie réglementaire)、省令の部(partie arrêtés)などから構成される。

- (37) Ordonnance n° 2004-178 du 20 février 2004 relative à la partie législative du code du patrimoine. なお、文化遺産法典に編纂された主な法令は、制定順に、次のとおりである。「文化遺産法典法律の部に関するオルドナンス第2004-178号に関する大統領への報告書」(2004年2月24日の官報に掲載。フランス政府法令サイト<<http://www.legifrance.gouv.fr>>により検索。)及び、2004年2月11日の文化・コミュニケーション相の声明(文化・コミュニケーション省サイト：<<http://www.culture.gouv.fr/culture/actualites/communiq/aillagon/ordonnancepatat>

htm>last access 2004.8.30)。

- ・歴史的記念物に関する1913年12月31日の法律
- ・考古学的発掘の規制に関する1941年9月27日の法律
- ・美術館の暫定的組織に関する1945年7月13日のオルドナンス第45-1546号(1945年のオルドナンス)
- ・古文書に関する1979年1月3日の法律第79-18号
- ・予防考古学に関する2001年1月17日の法律第2001-44号
- ・フランス博物館に関する2002年1月4日の法律第2002-5号(フランス博物館法)

文化遺産法典は、冒頭で文化遺産の定義を行い(L第1条)、次のように構成されている。

第1編 文化遺産全般に関する共通規定(L第111-1条-L第143-14条)

第2編 古文書(L第211-1条-L第222-3条)

第3編 図書館(L第310-1条-L第320-4条)

第4編 博物館(L第410-1条-L第452-4条)

第5編 考古学(L第510-1条-L第544-13条)

第6編 歴史的記念物、景勝地及び保護指定区域(L第611-1条-L第643-1条)

第7編 海外領土に関する諸規定(L第720-1条-L第770-4条)

- (38) Projet de loi portant ratification de l'ordonnance n° 2004-178 du 20 février 2004 relative à la partie législative du code du patrimoine(上院サイト：<<http://www.senat.fr/leg/pjl03-310.html>> last access 2004.8.30)。2003-2004通常会では、この法案の審議は行われず、2004年10月以降の次期通常会に持ち越されることになった。

参考文献(注で用いたものを除く。)

- (1) 両院合同同数委員会報告書(Rapport n° 58 [2001-2002] 上院サイト：<<http://www.senat.fr/rap/101-058/101-058.html>>.
- (2) フランス博物館法主旨説明(文化・コミュニケーション省サイト：<<http://www.culture.gouv.fr/culture/actualites/loi/>

- musees/principales-dispo.htm>last access 2004.9.8)。
- (3) 『文化による国際貢献に関する調査研究報告書』
シー・ディー・アイ、1999。
- (4) ジャック・サロワ(波多野宏之・永尾信之訳)『フランスの美術館・博物館』白水社、2003。(原書：Jacques Sallois, *Le musée de France*, 1995, 1998.)
- (5) 松浦茂「フランス博物館法の成立」『ジュリスト』
no.1217、2002.2.15、p.77。
- (6) 北村一郎「フランスにおける法文の平易化について」(松尾浩也・塩野宏編『立法の平易化』信山社出版、1997年所収)。
- (7) 町村泰貴「世界の法情報学はいま」『法律時報』75
巻9号、2003.8、pp.145-149。
- (8) 高階秀爾「冬の時代、美術館博物館の意義芸術遺産
保存し次の世代へ文化の多様性を教える施設」『朝日
新聞』2004.4.1、夕刊。
- (9) 新聞
・ *Le Monde*, Mai 29, 2001, Octobre 28, 2001.
・ *Le Figaro*, Novembre 28, 2001.
・ *Libération*, Novembre 26, 2001, Décembre 8,
2001.
- (ふくい ちえ・海外立法情報課)

* 1

[資料 1] フランス博物館法の文化遺産法典への編入の概略(対照表)

* 1 法令名はゴシックで表示した。

* 2 括弧内は文章 [phrase] の順序を示す。

* 3 括弧内は改行 [alinéa] の順序を示す。

* 4 括弧内の数字は項を、* は修正があることを、それぞれ示す。

* 5 修正については、主なものを示し、文意をより明確にするための語句の補充や構文上の操作などは割愛した。

フランス博物館法第21条から第27条については、オールドナンスによる削除以前の失効又は削除の概略を示した。

フランス博物館法により改正された他の法律が文化遺産法典に編入されている場合には、同法典中の条項を示した。

条	項*2	パラグラフ*3	オールドナンス 第2004-178号による削除 及び根拠規定	文化遺産法典中の条項 *4	文化遺産法典中の修正及び削除 並びにフランス博物館法現行条文の改正の概略*5
1	1		削除	第 7 条23°	L441-1
1	2		削除	第 7 条23°	L410-1
2			削除	第 7 条23°	L441-2
3	1		削除	第 7 条23° 第 8 条 I 12°a	L430-1(1)* ・「-国の代表」以下の人数の削減。各 5 名→各 2 名(各議院から指名される議員と同数) ・ 4 項目目：フランス博物館法「第 6 条及び第15条」→文化遺産法典「L 第442-8条及び L 第452-1条」 ・ 5 項目目：「-フランス博物館を所有する私法上の法人の代表 2 名及び利用者団体の代表 1 名を含む有資格」→「-有資格者」
3	2		削除	第 7 条23° 第 8 条 I 12°a	
3	3		削除	第 7 条23°	L430-1(2)* 「この法律の第 4 条、第11条、第13条、第16条及び第18条」→文化遺産法典「L 第442-1条、L 第442-3条、L 第451-8条、L 第451-10条、L 第452-2条及び L 第452-3条」
3	4		削除	第 7 条23°	L430-2
4	1		削除	第 7 条23°	L442-1(1)* 「文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣」→「行政庁」
4	2		削除	第 7 条23°	L442-1(2)
4	3		削除	第 7 条23°	L442-3(1)* 「文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣」→「行政庁」
4	4		削除	第 7 条23°	L442-3(2)* ・「文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣」→「行政庁」 ・「1922会計年度の一般予算の決定に関する1921年12月31日の法律第37条」→文化遺産法典中の「L 第123-1条及び L 第123-2条」
5	1		削除	第 7 条23° 第 8 条 I 12°b	
5	2		削除	第 7 条23°	L442-11(1)
5	3		削除	第 7 条23°	L442-11(2)
5	4		削除	第 7 条23°	L442-10
5	5		削除	第 7 条23°	L442-4
6			削除	第 7 条23°	L442-8
7	1		削除	第 7 条23° 第 8 条 I 12°c	L442-6* 「国の管轄に属するフランス博物館においては」以下、第 2 文の削除。
7	2 (1),(3)		削除	第 7 条23°	L442-7
7	2(2)		削除	第 7 条23°	L442-9
8			削除	第 7 条23° 第 8 条 I 12°d	
9			削除	第 7 条23° 第 8 条 I 12°d	
10			削除	第 7 条23°	L451-1
11		I	削除	第 7 条23°	L451-3
11		II (1),(2)	削除	第 7 条23°	L451-5
11		II (3)-(7)	削除	第 7 条23°	L451-6* (4)：「諾否を決定する」→「物品購入の意思又は拒絶を表明する」 (7)：「裁判所の最終決定」→「判決による決定(décision passée en force de chose jugée)」

条	項*2	パラグラフ*3	オールドナンス 第2004-178号による削除 及び根拠規定		文化遺産法 典中の条項 *4	文化遺産法典中の修正及び削除 並びにフランス博物館法現行条文の改正の概略*5
11		II(8)	削除	第7条23°	L451-7*	
11		II(9)	削除	第7条23°	L451-8*	「文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣」→「行政庁」
11		III	削除	第7条23°	L451-10*	「文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣」→「行政庁」
11		IV	削除	第7条23°	L451-4*	
12			削除	第7条23°	L451-2	
13			削除	第7条23°	L451-9	
14			削除	第7条23° 第8条 I 12°e		
15			削除	第7条23°	L452-1*	
16	1, 2		削除	第7条23°	L452-2*	「国」→「行政庁」
16	3		削除	第7条23°	L452-3*	「必要な保護」→「国が必要と認めた安全及び保存」
16	4		削除	第7条23°	L452-4	
17			削除	第7条23°	L442-5	
18		I	削除	第7条23°	L442-2	
18		II	削除	第7条23°		
19			現行 条文			
20			削除	第7条23°		
21			削除	第7条23°		2003.8.2失効(租税一般法典第200条の改正)
22			削除	第7条23°		2003.8.2失効(租税一般法典第238条の2のAB(article 238 bis AB)の改正)
23			削除	第7条23°		・2002.8.31失効(租税一般法典第238条の2の0A(article 238 bis 0 A)の改正) ・2003.8.2削除(租税一般法典第238条の2のAA(article 238 bis AA)の改正)
24			削除	第7条23°		2003.8.2失効(租税一般法典第238条の2(article 238 bis)の改正)
25			削除	第7条23°		2002.8.31失効(租税一般法典第238条の2の0AB(article 238 bis 0 AB)の新設)
26			削除	第7条23°		2003.12.31失効(租税一般法典第150条 V の2(article 150 V bis)の改正)
27			削除	第7条23°		・2004.2.24失効(メセナ振興に関する法律(LOI n° 87-571)第11条の改正)→文化遺産法典 L 第451-11条 ・2004.2.24失効(地方公共団体一般法典 L 第1423-1条の改正) ・2004.2.24失効(一定の流通規制を課す物並びに警察、憲兵隊及び税関の職務分担に関する法律(LOI n° 92-1477)第4条の改正)→文化遺産法典 L 第111-1条 ・2004.2.24失効(一定の流通規制を課す物並びに警察、憲兵隊及び税関の職務分担に関する法律(LOI n° 92-1477)第9-1条の改正)→文化遺産法典 L 第121-1条 ・2004.2.24失効(欧州共同体理事会の指令第93/7号の国内法化に関する法律(LOI n° 95-877)第11条の改正)→文化遺産法典 L 第112-11条 ・2002.9.10失効(刑法典第322-2条の改正) ・2004.2.24失効(1922会計年度の一般予算の決定に関する1921年12月31日の法律第37条の改正)→文化遺産法典 L 第123-1条及び L 第123-2条
28			削除	第7条23°		
29			削除	第7条23°		
30			現行 条文			2003年度補正予算法(LOI n° 2003-1312)第76条 B により改正。

[参考] フランス政府法令サイト<<http://www.legifrance.gouv.fr>>

フランス博物館に関する2002年1月4日の法律第2002-5号

LOI n° 2002-5 du 4 janvier 2002 relative aux musées de France

調査及び立法考査局フランス法研究会^{*} 訳

大山 礼子 監訳

第1条 「フランス博物館」の呼称は、国、その他の公法上の法人又は非営利の私法上の法人に属する博物館に対して、付与することができる。

この法律において、博物館とは、複数の物品から構成され、その保存及び展示が公益性を帯びる恒久的なコレクションであって、公衆の知識、教育及び娯楽を目的に組織化されたものをいう。

第2条 フランス博物館は、次に掲げることを恒久的な使命とする。

- a) コレクションを保存し、修復し、調査し、及びその充実を図ること。
- b) コレクションをできる限り広く公衆に公開できるようにすること。
- c) 万人に文化に触れる平等な機会を保障するための教育・普及活動を計画し、かつ実施すること。
- d) 知識及び研究の向上並びにそれらの普及に寄与すること。

第3条 文化を所管する大臣の下に、議長及び次に掲げる者で構成するフランス博物館高等評議会を置く。

- 各議院から指名される下院議員及び上院議員各1名
- 国の代表5名
- 地方公共団体の代表5名
- 第6条及び第15条に規定する者の代表5名
- フランス博物館を所有する私法上の法人

の代表2名及び利用者団体の代表1名を含む有資格者5名

フランス博物館高等評議会は、フランス博物館に関するすべての問題につき、諮問を受け、又は勧告を行うことができる。

フランス博物館高等評議会は、この法律の第4条、第11条、第13条、第16条及び第18条に規定する場合には、諮問を受けるものとする。

当該評議会の構成、任命及び運営の方法並びに意見公表の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定める。

第4条 「フランス博物館」の呼称は、コレクションの所有者である一又は複数の法人の請求に基づき、フランス博物館高等評議会の意見を聴取した後、文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣の決定により付与する。

非営利の私法上の法人から請求があった場合には、この呼称の付与は、コレクションを構成する物品の目録を提出すること、これらの物品が物的担保の目的となっていない旨を証明すること並びに寄贈及び遺贈により、又は国若しくは地方公共団体の援助を受けて収集した物品については、第11条に従って、公開コレクションへの帰属を変更しない旨の条項が当該法人の規約中に存在することを要件とする。呼称を付与する決定及び請求に付随する目録は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定める公示措置の対象とする。

「フランス博物館」の呼称は、そのコレク

ションの保存及び公開が公益性を失った場合には、フランス博物館高等評議会の同意を得て、文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣の決定により、取り消すことができる。

「フランス博物館」の呼称は、その付与の決定があった日から起算して4年を経過したときは、コレクションの所有者である法人の請求に基づき、文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣が取り消すものとする。ただし、博物館が国又は地方公共団体の財政的援助を受けている場合には、文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣は、フランス博物館高等評議会の同意を得た後でなければ、その呼称を取り消すことができない。呼称の取消しは、コレクションを所有する法人が、第11条及び第13条の適用により所有権移転の対象となった物品又は1922会計年度の一般予算の決定に関する1921年12月31日の法律第37条に規定する先買権の行使の後に、若しくは公的な予約を経て、公的な援助により取得した物品の所有権を他のフランス博物館に移転した時に発効する。

第5条 フランス博物館は、その活動を行うために、国及び国の公施設法人の担当部局の助言及び鑑定を受ける。

フランス博物館は、この法律に定める条件に従って、国の学術的及び技術的な監督に服する。

国は、この法律によりフランス博物館に委任する使命を当該博物館が果たす条件を確認するために、速やかに調査及び検査を実施することができる。

国又は公施設法人の一に属さないコレクションを所有するフランス博物館と国との間で締結する協定により、第2条に掲げる使命を実現する条件及びこの法律の規定の適用条

件を定めることができる。

前項の協定が「フランス博物館」の呼称の付与から4年を経過した後に締結されていない場合には、この呼称は、第4条第3項に規定する条件に基づき、取り消すことができる。

第6条 フランス博物館の学術的活動は、コンセユ・デタの議を経るデクレにより定める資格を有する専門家の責任において遂行するものとする。

第7条 フランス博物館の入場料は、できる限り広く公衆に公開できるように定めるものとする。国の管轄に属するフランス博物館においては、18歳未満の未成年者については、常設展示場の入場料を免除する。

各フランス博物館に、公衆の受入れ並びに文化の普及、推進及び仲介の活動を任務とする一部局を置く。これらの活動は、資格のある職員により遂行する。必要な場合には、この部局は、複数の博物館の共同設置とすることができる。

第8条 フランス博物館は、その使命を達成するために、フランス博物館の支援及び普及に貢献することを目的として設立される非営利の私法上の法人との協定により、協力関係を結ぶことができる。

第9条 国は、複数のフランス博物館を対象として、地理的、学術的又は文化的ネットワークの構築の奨励及び促進を行い、調査及び高等教育に関わる公施設法人は、このネットワークに参加することができる。

第10条 有償であると無償であるとを問わず、フランス博物館のコレクションを豊かにするための物品のいかなる収集も、構成と運営方

法をデクレで定める学術審議機関の意見に従うものとする。

第11条

I フランス博物館のコレクションは、取得時効の対象とならない。

II 公法人が所有するフランス博物館のコレクションを構成する物品は、行政財産に属するものであり、したがって、譲渡することができない。

これらの物品の公用廃止を定めるいかなる決定も、その運営方法をデクレで定める学術委員会の同意を得た後でなければ、行うことができない。

国又は国の公施設法人の一に属さないフランス博物館のコレクションの所有者が公用廃止の決定を受けた物品を売却する場合には、当該所有者は、所管行政庁に対し、希望価格を示して売却の意思を通知するものとする。

当該所管行政庁は、2月の期間内に諾否を決定する。

合意が成立しない場合には、価格は、公用収用に関し管轄権を有する裁判所が定める。

当該物品を購入する場合には、代金は、希望価格で購入する旨の決定の通知又は裁判所の最終決定の日から6月以内に支払われるものとする。

当該所管行政庁が購入を拒絶した場合又はこのパラグラフ第4項に定める2月の期間内に回答をしない場合には、所有者は、当該物品を自由に処分することができる。

寄贈若しくは遺贈により公的なコレクションに加えられた物品又は国に属するコレクションではないがその取得に当たり国の援助を受けた物品は、公用廃止をすることができない。

公法人は、また、他の公法人がフランス博物館のコレクションとして維持することを約

束する場合には、その所有するコレクションの全部又は一部の所有権を無償で当該公法人に移転することができる。所有権の移転は、フランス博物館高等評議会の意見を聴取した後、文化を所管する大臣及び必要な場合には関係大臣が承認する。この項の規定は、租税一般法典第1131条及び第1716条の2 (article 1716 bis) の適用により国に返還された物品には適用しない。

III 寄贈若しくは遺贈により、又は国若しくは地方公共団体の援助を受けて収集した非営利の私法上の法人が所有するフランス博物館のコレクションに属する物品は、有償であるとは無償であるとを問わず、あらかじめ当該物品をフランス博物館のコレクションとして維持することを約束した公法人又は非営利の私法上の法人に対してのみ譲渡することができる。当該譲渡は、フランス博物館高等評議会の意見を聴取した後に行われる文化を所管する大臣及び、必要な場合には、関係大臣の承認を得た後でなければ、効力を生じない。

前項にいうコレクションは、第4条に規定する公示が行われた日から、差押禁止となる。

IV この条の規定に違反するフランス博物館のコレクションの全部又は一部のいかなる譲渡も、無効とする。国及びコレクションの所有者である法人は、いつでも無効確認訴訟又は返還請求訴訟を提起することができる。

第12条 フランス博物館のコレクションは、目録への登録の対象とする。目録との照合は、10年ごとに行う。

第13条 国がいかなる形式によるかを問わず、地方公共団体に1910年10月7日より前に寄託し、この法律の公布の日に、美術館の暫定的組織に関する1945年7月13日のオルドナンス第45-1546号の適用により指定又は監督を受

け、当該地方公共団体に属する博物館に保存されている国のコレクションの物品は、地方公共団体が拒絶する場合又は「フランス博物館」の呼称がこの博物館に付与されない場合を除き、目録との照合の後、当該地方公共団体の所有物となり、かつ、当該博物館のコレクションとなる。

前項の規定にかかわらず、当該物品がこの法律の公布の日に、前記1945年7月13日のオルドナンス第45-1546号の適用により指定又は監督を受け、国が当初寄託を決定した地方公共団体以外の地方公共団体に属する博物館に保存されている場合は、フランス博物館高等評議会の意見を聴取した後に、この物品の所有権の移転先となる地方公共団体を決定する。

前二項の規定は、国に寄贈又は遺贈された物品に対しては、適用しない。

第14条 国又は国の公施設法人に属するフランス博物館のコレクションを構成する物品の貸借及び寄託の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定める。

フランス博物館高等評議會は、「フランス博物館」の呼称を付与された博物館間におけるコレクションを構成する物品の巡回、交換及び貸借に関する勧告を行う。

第15条 フランス博物館のコレクションに属する物品のすべての修復については、あらかじめ第10条に規定する学術審議機関の意見を求めるものとする。

修復は、第6条に規定する専門家の監督の下に、デクレにより定める資格又は専門的経験を有する技術者が行う。

第16条 フランス博物館のコレクションの一部を構成する物品の保存又は安全が危機に瀕し

ており、かつ、当該コレクションの所有者が国が必要と認めた措置を直ちに講ずることを望まないか、又はそれが不可能である場合には、国は、フランス博物館高等評議会の意見を聴取した後に行われる理由を付した決定により、状況を改善するためのあらゆる措置をとることを当該所有者に催告することができる。国は、当該所有者がこの催告に従わない場合には、同様の手続により、当該物品に必要な保護を提供できる場所への暫定的移動を含む有効な保存措置を命ずることができる。

緊急の場合には、国は、フランス博物館高等評議会の意見を聴取することなく、催告及び保存措置を決定することができる。フランス博物館高等評議會は、当該決定について、遅滞なく報告を受けるものとする。

必要な保護を提供できる場所への物品の暫定的移動が決定された場合には、当該物品の所有者は、フランス博物館高等評議会の意見を聴取した後、所定の条件が満たされたことを証明すれば、当該物品が保管されていたフランス博物館に、その返還を受けることができる。

物品の所有者及び国は、この条の規定に基づく措置の実施により生じた経費を、国の負担が総額の50パーセントを超えない範囲で分担する。

第17条 「フランス博物館」の呼称を付与されていない施設の法律上又は事実上の創設者又は経営者が、当該施設の利益を図る目的で「フランス博物館」の呼称を自ら使用するか、又は使用させる行為には、15,000ユーロの罰金刑を科する。

法人に対しては、刑法典第121-2条及び第131-38条に規定する条件に基づき、前項に規定する犯罪について、刑事責任を宣告することができる。

第18条

I この法律の公布の日から、「フランス博物館」の呼称は、国立博物館、この法律の制定前から効力を有している法令の適用により指定された博物館及びデクレにより設置される国の博物館に対して付与する。

II この法律の制定前から効力を有している法令の適用により監督される博物館は、次に定める場合を除き、この法律の公布から13月目の月の初日から「フランス博物館」の呼称を受ける。

コレクションを所有する法人は、第1項に規定する期間の経過前に、国の担当部局に対し、呼称の即時取得を請求することができる。呼称は、請求の受理から1月以内に文化を所管する大臣が請求を行った団体に対し理由を付した決定により反対の意思を表明した場合を除き、請求の受理から1月を経過した時に当該博物館に付与する。

コレクションを所有する法人は、第1項に規定する期間の経過前に、国の担当部局に対し、呼称の付与につき異議を申し立てることができる。

文化を所管する大臣は、第1項に規定する期間の経過前に、フランス博物館高等評議会の意見を聴取した後、同項に規定する法令の適用により監督される博物館が「フランス博物館」の呼称を受けることに反対することができる。

第1項に規定する法令の適用により監督される博物館は、同項に規定する期間が経過するまで、又は第2項、第3項及び第4項に規定する場合に国の担当部局が「フランス博物館」の呼称の付与若しくは拒絶若しくはコレクションを所有する法人の異議の承認を通知するまで、この法律の制定前から効力を有している法令の適用を受ける。

第19条 国は、市町村、県、州及び国の間の権限配分に関する1983年1月7日の法律第83-8号を補完する1983年7月22日の法律第83-663号第62条の適用により地方公共団体の管轄に属するフランス博物館に配属された学術上の職員の配属を、この法律の公布の日から最長3年間継続することができる。

前項に規定する期間が経過した後、前記1983年7月22日の法律第83-663号第62条は、削除する。

第20条 政府は、公共団体が所有又は管理する芸術作品に係る画像権及び公共団体が当該画像権を行使する方法に関する報告書を、2002年末までに国会に提出するものとする。

第21条 租税一般法典第200条1のb中「芸術遺産、」の次に「特に、公衆に公開されるフランス博物館のコレクションに加えるべき物品又は芸術作品の購入に出資するための寄附の公募によって、」を加える。

第22条

I 租税一般法典第238条の2のAB(article 238 bis AB)第1項を次のように改める。

2002年1月1日以降、現存する芸術家のオリジナル作品を購入し、かつ、当該作品を固定資産会計に記載する企業は、購入価格と同一の金額を、均等分割により、購入した事業年度及び以後4年間の収支から控除することができる。

II この条のIにより生じた歳入の損失は、租税一般法典第575条及び第575条のA(article 575 A)に規定する税に対する加算税を設けることにより、適正な金額まで補填する。

第23条

I 租税一般法典第238条の2の0A(article

238 bis 0 A) を次のように改める。

第238条の2の0A(article 238 bis 0 A) 実質的収益に応じて法人税を課される企業は、一定の流通規制を課する物並びに警察、憲兵隊及び税関の職務分担に関する1992年12月31日の法律第92-1477号第7条に規定する条件に基づき行政庁による輸出許可証の交付拒否の対象となっている国宝の性質を有する文化財であって国がその所有者に対して同法第9条の1(article 9-1)に規定する条件に基づく購入の申出をしたものの購入のために行った2006年12月31日までの支出について、その90%に相当する金額の税額の控除を受けることができる。

当該支出は、課税対象収益の算定に当たっては、控除することができない。

当該支出は、文化を所管する大臣及び予算を所管する大臣による承認の対象としなければならない。

この税額の控除は、当該支出が承認される事業年度に係る法人税に適用される。ただし、この税額の控除は、第219条Iに従い企業が当該事業年度に支払うべき租税総額の50%を超えることができない。第223条のA(article 223 A)にいうグループの傘下にある会社については、この50%の上限は、当該グループの親会社が支払うべき租税額を算定基準として、グループ全体に適用する。

II 租税一般法典第238条の2のAA(article 238 bis AA)中「、第238条の2の0 A(article bis 0 A)の」を削る。

III この条の適用の方法は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定める。

第24条 租税一般法典第238条の2(article 238 bis) 2第1項中「公益の」の次に「又はフランス博物館に」を加える。

第25条 租税一般法典第238条の2の0 A(article 238 bis 0 A)の次に第238条の2の0 AB(article 238 bis 0 AB)として次の一条を加える。

第238条の2の0 AB(article 238 bis 0 AB)

前記1992年12月31日の法律第92-1477号の適用により、購入の日において許可証の公布拒否の対象となっている文化財の購入のために企業が行った支出については、フランス博物館に関する2002年1月4日の法律第2002-5号の公布の日から、次の条件に基づき、その総額の40%に相当する額の所得税又は法人税の控除を認めることができる。

— 文化財は、前記1992年12月31日の法律第92-1477号第9条の1(article 9-1)に規定する条件に基づく国による購入の申出の対象となっているものであってはならない。

— 企業は、歴史的記念物に関する1913年12月31日の法律第16条の適用により文化財を歴史的記念物として指定することに同意する義務を負う。

— 文化財は、購入から10年の期間の経過前に譲渡することはできない。

— 前項にいう期間中、文化財は、フランス博物館に寄託しなければならない。

税額の控除は、前記1992年12月31日の法律第92-1477号第7条に規定する委員会の意見を聴取した後に経済財政大臣が行う認可に従うものとする。

この条の適用の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定める。

第26条 租税一般法典第150条のVの2(article 150 V bis) II第1項を次のように改める。

売却者は、その売却がフランス博物館若しくは地方公共団体の利益のために、又は

フランス国立図書館、フランス国立図書館以外の国の図書館…(この間変更なし)に對して行われるときは、税を免除される。

第27条

I メセナ振興に関する1987年7月23日の法律第87-571号第11条第1項中「国立博物館、及び美術館の暫定的組織に関する1945年7月13日のオルドナンス第45-1546号の適用により指定を受けた博物館」を「フランス博物館」に改める。

II 地方公共団体一般法典L第1423-1条を次のように改める。

L第1423-1条 地方公共団体又はその連合体の博物館は、当該博物館が所属する団体が設置し、及び出資する。

「フランス博物館」の呼称を付与された地方公共団体又はその連合体の博物館は、フランス博物館に関する2002年1月4日の法律第2002-5号の適用を受け、かつ、同法に定める条件に基づき、国の学術的及び技術的な監督に従うものとする。

III 同法典L第1423-3条及びL第1423-4条は、削除する。

IV 同法典L第2541-1条第1項中L第1423-4条及びL第1423-5条への言及を削る。

V 前記1945年7月13日のオルドナンス第45-1546号は、第3条を除き、削除する。

VI 一定の流通規制を課す物並びに警察、憲兵隊及び税関の職務分担に関する1992年12月31日の法律第92-1477号第4条中「公的コレクション」の次に「及びフランス博物館のコレクション」を加える。

VII

1. 加盟国から不法に持ち出された文化財の原状回復に関する欧州共同体理事会の1993年3月15日の指令第93/7号の国内法化に関する1995年8月3日の法律第95-877号第11

条2°第2項中「博物館のコレクションの目録」を「フランス博物館及びその他の博物館のコレクションの目録」に改める。

2. 同法第11条に次の4°を加える。

4° 非営利の私法上の法人に属するフランス博物館のコレクションの目録に記載されている文化財

VIII 刑法典第322-2条第4項(3°)中「若しくは博物館に所蔵され、若しくは寄託されているもの」を「若しくはフランス博物館若しくはその他の博物館に所蔵され、若しくは寄託されているもの」に改める。

IX 1922会計年度の一般予算の決定に関する1921年12月31日の法律第37条最終項に「又はフランス博物館に帰属するコレクションを所有する非営利の私法上の法人」を加える。

X 前記1992年12月31日の法律第92-1477号第9条の1(article 9-1)最終項の前の項中「第9条第2項に規定する物品の収集を行うこと」を「第1項に規定する条件に基づき購入を申し出ること」に改める。

第28条 この法律は、マイヨットに適用することができる。

第29条 メセナ振興に関する1987年7月23日の法律第87-571号の一部を次のように改める。

1° 以下を削除する。

a) 第19条中「この法律第19条の6(article 19-6)に規定する当初の寄附財産を出捐し、」の文言

b) 第19条の9(article 19-9)第2項

c) 第20条の1(article 20-1)

2° 第19条の1(article 19-1)最終項中末尾の文を次のように改める。

複数年度活動計画の拡張は、寄附行為の変更の形式により届け出る。

3° 第19条の2(article 19-2)第3文中「5

年」を「3年」に改める。

4° 第19条の6 (article 19-6)を次のように改める。

第19条の6 (article 19-6) フランス博物館に関する2002年1月4日の法律第2002-5号の公布の日から、既設の企業財団であってその設立者が存続を決定したものは、当初の寄附財産を新規の複数年度活動計画により定める支出に充てることを許可される。

5°

- a) 第19条の8 (article 19-8)1°及び4°中「当初の寄附財産」の次に「寄附財産として設定されており、かつ、第19条の6 (article 19-6)に規定する充当の対象とならない場合」を加える。
- b) 第19条の12 (article 19-12)中「及び寄附財産」の次に同じ文言を加える。

第30条 文化を所管する大臣の監督の下に、商工業的性格を有する公施設法人として、国立歌謡・演芸・ジャズセンターを置く。当該センターは、バラエティー・ショーの創作、推進及び普及の支援を任務とする。当該センターは、文化財としての歌謡、演芸及びジャズの保持並びに評価に貢献する。

当該センターは、理事会が管理し、センター

長が運営する。

当該理事会は、国及び地方公共団体の代表、ショービジネス業界の代表、職員から選出される代表並びに文化を所管する大臣によって任命される有資格者により構成する。

理事長及びセンター長は、デクレにより選任する。

当該公施設法人は、バラエティー・ショーの名目で徴収した興行特別徴収金による収益を得ることができる。当該公施設法人は、また、その商業活動による収益及び現行の法令により認められた他の全ての収入のほか、すべての公法人又は私人の補助金及び財政援助を資金とすることができる。

この条の適用の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定める。当該デクレは、また、歌謡・演芸・ジャズ支援協会と称する団体の財産、権利及び義務を当該公施設法人に帰属させる要件を定めるものとする。

* この翻訳は、当会の平成15年度の活動の成果である。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。メンバーは次のとおりである。岡村美保子、小倉純一、門彬、北山馨、桐原康栄、野澤明日香、福井千衣、松崎宏樹、宮本孝正、矢部明宏(50音順)。